技能講習開催公告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第６号）第５条の５第１項の規定により、猟銃の操作および射撃の技能に関する講習を次のとおり開催する。

令和８年 11 月 27 日

滋賀県公安委員会委員長　　上　　田　　健 一 郎

１　受講対象者　滋賀県内に住所を有する銃砲刀剣類所持等取締法第４条第１項第１号の規定による許可を受けて猟銃を所持する者で、技能検定、技能講習及び射撃教習に関する規則（昭和 53 年国家公安委員会規則第８号。以下「規則」という。）第７条第１項の散弾銃射撃講習（以下「技能講習」という。）を受けようとするもの

２　講習の日時、場所、講習の種別、射撃方法および受講定員　別表のとおり

３　技能講習科目および時間

(1) 猟銃の操作

ア　猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い

イ　猟銃の点検

ウ　実包の装填および抜出しその他実包の取扱い

エ　射撃の姿勢および動作

(2) 猟銃の射撃　飛しょうする標的に対する射撃

(3) 技能講習の時間　おおむね３時間

４　技能講習修了証明書の交付　規則第６条、第７条および第９条に定めるところにより行った技能講習の課程を終了し、教習射撃指導員が講習事項を修得したと認定した者に対し技能講習の修了を認定し、技能講習修了証明書を交付する。

５　受講の申込み　受講を希望する者は、別表の受講申込締切日までに、住所地を管轄する警察署を経由して滋賀県公安委員会に講習の受講を申し込むこと。

６　手数料　受講申込みをするときに、14,000円の滋賀県警察関係事務手数料を納付すること。

７　注意事項

(1) 受付期間内であっても、受講申込人員が受講定員に達した場合は、受付を締め切る。

(2) 技能講習当日における遅刻および早退は認めない。

(3) 受講者は、技能講習当日、技能講習通知書、猟銃・空気銃所持許可証、技能講習受講に使用する猟銃および適合実包25個（通称7.5号以下の散弾に限る。また、適合実包を所持していない場合は、猟銃用火薬類等譲受許可証）を持参すること。

(4) 射撃に関する講習に際しては、必要により25回以上の射撃を行う場合があるので、予備の適合実包または猟銃用火薬類等譲受許可証を持参すること。

(5) 天災その他不可抗力の事態により、講習の日時、場所、受講定員等を変更し、または講習を中止する可能性がある。

別表

令和９年１月～３月　技能講習日程表

番号	日時	場所	講習の種別	射撃方法	受講定員	申込締切日
1	１月 28 日(木) 午後１時	京都府宇治市西笠取引坂 京都笠取国際射撃場	散弾銃 射撃講習	トラップ	12 人	１月 14 日(木)
2	２月 11 日(木) 午後１時	京都府宇治市西笠取引坂 京都笠取国際射撃場	散弾銃 射撃講習	トラップ	12 人	１月 28 日(木)

3	3月11日(木) 午後1時	京都府宇治市西笠取引坂 京都笠取国際射撃場	散弾銃 射撃講習	トラップ	12人	2月25日(木)